

埼玉学習センター建物の一時使用（有料）申し込み手続きについて

※貸出ができるのは、開所日の9：30～17：30となります。

ただし、4月～7月及び10月～1月は授業期間のため、原則として貸出は行っておりません。

手続きの流れは、下記の通りとなります。

①電話にてご希望の講義室等の空き状況を確認してください。

電話番号：048-650-2611（火～日 9：30～12：00、13：00～17：30）

②「建物等使用申込書」を記入し、押印の上、以下宛先まで郵送にてご提出ください。

- ・申込期限は、利用希望日の一ヶ月前までです。
- ・申込書は、当センターのウェブサイトからダウンロードのうえ、ご自身で印刷してください。
- ・備考欄に担当者の名前・連絡先（メールアドレス・電話番号等）を記入してください。
- ・企業・団体等の申込みについては、代表者名でお申込みください。

【提出先】：〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2

大宮情報文化センター内 放送大学埼玉学習センター 総務係

③申請内容を確認し貸出可能な場合は、請求書を申込者の住所へ郵送します。

使用料については、1時間未満は切り上げとなります。

④請求書に記載の支払期日または使用日前日のいずれか早い日までに、使用料をお振込ください。なお、振込手数料はご負担願います。

キャンセルの場合でも使用料は返金できませんので、ご了承ください。

⑤振込を確認のうえ承諾書を送付します。お振込日によっては、当日のお渡しとなります。

⑥当日、10階窓口にて鍵の受け渡しを行ってください。

その際、承諾書をご提示願います。

机・椅子等を移動した場合は、移動前の状態に復帰してください。

【貸出できる物品について】

机・イスの他に、プロジェクターを貸し出すことができます。

使用を希望する場合は、「建物等使用申込書」の備考欄にその旨を記載ください。

なお、接続するPC等については貸出できないため、ご持参ください。

また、使用方法及び接続が可能か等を確認いただくために、事前来所が必要となります。

【注意】使用目的について下記に該当する場合は貸出をお断りいたします。

- 一 宗教的又は政治的な活動を目的とするものである場合
- 二 違法又は不当な行為を目的とするものである場合
- 三 その他、センターの運営に支障があると判断された場合